

# 天神ファーマシーは 厚生労働大臣が定める保険薬局です

- どの病院・診療所の処方せんでも受け付けます。
- 患者さんの服用するお薬の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用の有無を確認します。
- 複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときにはお薬の重複や相互作用の有無を確認します。
- 処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さんのお宅を訪問して服薬指導等を行います。



## 許可区分 | 薬局

名称: 天神ファーマシー

所在地: 福岡県久留米市東町377-2

竹下第一ビル1階

許可番号: 第50304011号

有効期間: 令和3年10月1日から

令和9年9月30日まで



## 開設者

株式会社アリタス 代表取締役 星野 崇



## 取り扱う一般用医薬品

薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)

要指導医薬品

第1類医薬品

指定第2類医薬品

第2類医薬品

第3類医薬品

## 開局時間のご案内

月・火・水・金: 9:00-18:00

木・土: 9:00-12:30

**【日・祝日】 お休み**

### ● 夜間・休日等加算の対象時間

平日 19:00(土曜日 13:00)

から翌朝 8:00まで

※1月1-3日および、

12月29-31日は休日扱い

### ● 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 6:00-8:00、18:00-22:00の間で開局時間外

深夜加算 22:00-6:00の開局時間外

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

緊急連絡先

0942-46-6160

# 医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

## 1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

## 2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

## 3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

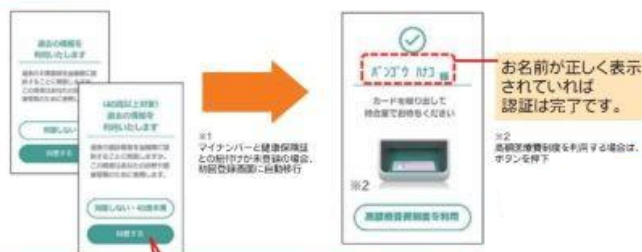
オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



**1** カードリーダーにマイナ保険証を入れて、本人認証をおこなってください。



**2** 各種同意画面で回答を選択し、認証完了を確認してください。



### 一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い医療が受けられます

医療機関・薬局に受診等した際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の情報に基づいた診断や重複する投薬を回避した適切な処方や指導などを受けることができます。



# 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2分の1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められた場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 施設基準の一覧について

当薬局は、以下の施設基準等に適合している旨、各所属厚生局に届出を行っております。また、患者さんが薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 調剤基本料1               | 47点      |
| 服薬管理指導料の注1(かかりつけ薬剤師) | 45~59点   |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算1    | 27点      |
| 連携強化加算               | 5点       |
| 電子的情報連携体制整備加算        | 8点       |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料        | 290~650点 |
| 調剤ベースアップ評価料          | 4点       |
| バイオ後続品調剤体制加算         | 50点      |

※患者さんの個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。

# 明細書について

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

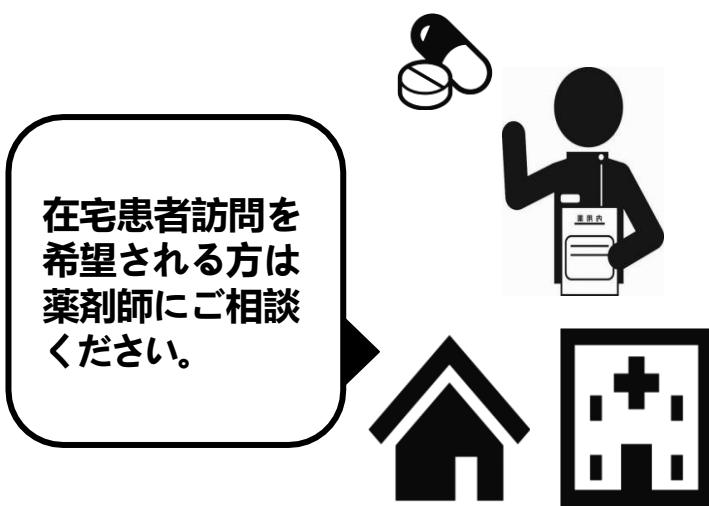


ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者さんについても明細書の発行が義務付けられております。

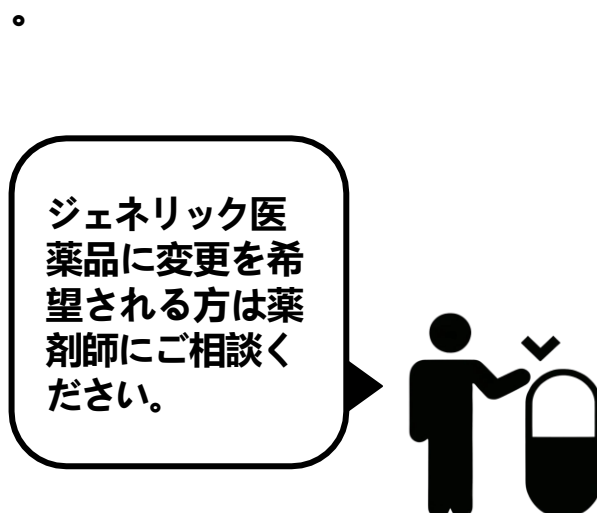
## 在宅訪問

当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導等を行います。



## 後発医薬品

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っています。



## 保険外負担に関する事項

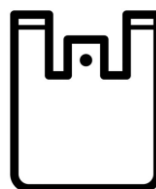
当薬局は、療養給付と直接関係のない項目において、実費で負担いただくものがありますので、ご了承ください。一包化など治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規程の調剤報酬点数表に従い算定いたします。



軟膏・水剤・点眼・点鼻等  
薬剤の容器代  
30円～50円



患者の希望による  
甘味料等の添加  
0円



レジ袋 5円



患者の希望による  
服薬カレンダー  
※店舗在庫により異  
なります。100円～

# 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

## 医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説

### 【医薬品副作用被害救済制度】

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては下記にお問合せください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/index.html>

健康救済制度相談窓口 TEL 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)

## 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。

## 苦情相談窓口

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 所轄する保険福祉(環境)事務所または保健所名: | 福岡県久留米保健所    |
| 苦情相談窓口電話番号              | 0942-30-9725 |
| 苦情相談窓口受付時間              | 8:30-17:15   |



## お薬相談・健康相談会の実施

調剤だけでなくおくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談

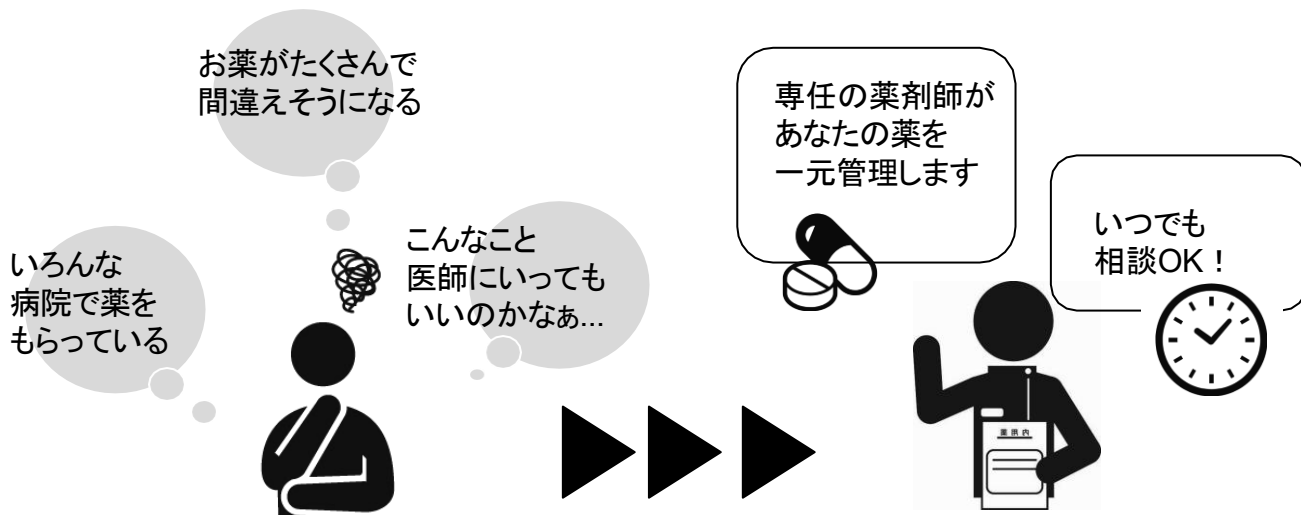
健康チェック



日頃よりご利用いただいている患者さん、ご近所の皆様のお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

# かかりつけ薬剤師 (担当薬剤師)

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください

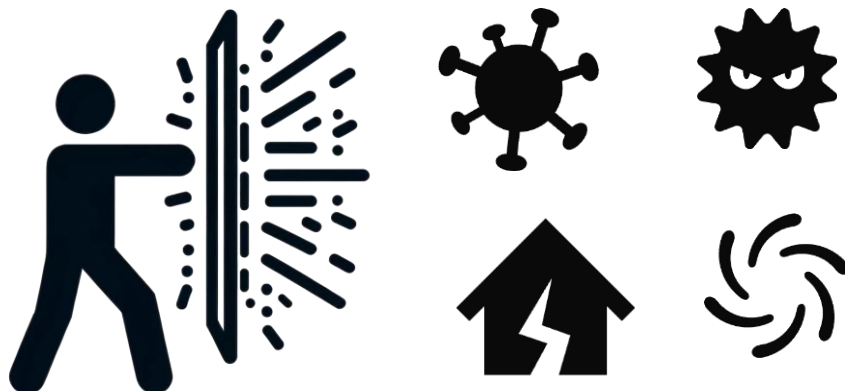


担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週31時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

## 感染・災害発生時の対応体制を備えています

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも、迅速に対応できる体制を備えています。



他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。  
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建居住者以外

**518** 単位/回



同一建物居住者

**379** 単位/回(2-9人)

**342** 単位/回(10人以上)

1単位=10円 10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

**650** 点/回



同一建物居住者

**320** 点/回(2-9人)

**290** 点/回(10人以上)

1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。



在宅医療に係る  
医療費



患者さん宅への調剤した薬の  
持参料

療養給付と直接関係のない左記項目において、原則、当薬局では実費のご負担はありません。

# 当薬局の指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

- 1 指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」というが行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤師管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職業者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

1. 従業者について
  - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
  - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行う。

### 第5条

## (営業日および営業時間)

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
2. 通常、平日の9:00～18:00、土曜日の9:00～13:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

1. 通常の実施地域は、久留米市、鳥栖市の区域とする。

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方箋による調剤（患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・薬剤等の居宅への配達
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
  - ・情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等の実施（必要かつ適切と認められる場合）

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

|     |      |     |    |
|-----|------|-----|----|
| ・片道 | 0～2  | km  | 0円 |
| ・片道 | 2～10 | km  | 0円 |
| ・片道 | 10   | km超 | 0円 |

## (緊急時等における対応方法) 第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
2. 災害や新興感染症の発生時等においては、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）等の手順に基づき、関係機関と連携して必要な対応及びサービスの継続に努める。

## (その他運営に関する重要事項) 第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和8年6月1日より施行する。

# 介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間

平日： 8:50 ～ 18:00  
土曜日： 8:50 ～ 13:00  
休 日： 日・祝

※なお緊急時は上記の限りではありません。

## 3. 利用料金

|               | 1割負担の方 | 2割負担の方   | 3割負担の方   |
|---------------|--------|----------|----------|
| 単一建物居住者が1人    | 518円/回 | 1,036円/回 | 1,554円/回 |
| 単一建物居住者が2～9人  | 379円/回 | 758円/回   | 1,137円/回 |
| 単一建物居住者が10人以上 | 342円/回 | 684円/回   | 1,026円/回 |
| 情報通信機器を用いる場合  | 46円/回  | 92円/回    | 138円/回   |

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

## 4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

(電話： 092 - 642 - 7859 F A X： 092 - 642 - 7857 )

所轄の介護保険担当窓口〔 久留米市役所 介護保険課 〕

(電話：0942-30-9205)

## 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 掲示義務等

### <在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

|     |      |     |    |
|-----|------|-----|----|
| ・片道 | 0～2  | km  | 0円 |
| ・片道 | 2～10 | km  | 0円 |
| ・片道 | 10   | km超 | 0円 |

### <薬剤の容器代>

容器1個につき 30～50円を徴収

### <患者へ調剤した医薬品の持参料>

患者さんの都合・希望に基づく医薬品の持参料 0円

### <希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)  
1製剤につき 0円

### <希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)  
1週間分につき 0円

### <希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)  
希望により注文販売します 100～1,000円位  
(商品により異なります)

### <情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）> 通信

環境の運用に要する費用 0円  
医薬品等を患者さんに配送する際に要する費用 790円～

# 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

|  |  |
|--|--|
| <b>1・調剤基本料に関する事項</b>   |  |
| 調剤基本料<br>(47 / 30 / 25 / 20 / 37 / 5 / 3 点)  | 保険薬局の基本となる点数であり、処方箋を受け付けた場合に、施設の体制等に際して所定の点数を算定します。  |
| <b>2・薬剤調剤料に関する事項</b>   |  |
| 薬剤調剤料<br>(内服薬:24点、中絶薬:2点、外用薬:10点など)  | 処方箋に基づき、患者さん一人一人に合わせて正確にお薬を調製（計量、混合など）した場場合に、お薬の種類や日数に応じて所定の点数を算定します。  |
| <b>3・調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項</b>  |  |
| 調剤管理料<br>(10 / 60 点)   | お薬手帳等より患者さんの医薬品等に係る情報を把握するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録や疑問照会、その他の管理を行います。   |
| 服薬管理指導料<br>(45 / 59 点)   | 患者さんごとで作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効果、副作用及び相互作用に関する説明、後発医薬品やバイオ後続品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して患者さんの理解や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いて行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。                  |
| <b>4・地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項</b>  |  |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算<br>(27 / 37 / 59 / 67 点)  | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合、当該基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。  |
| <b>5・連携強化加算に関する事項</b>  |  |
| 連携強化加算<br>(5 点)  | 他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。  |
| <b>6・バイオ後続品調剤体制加算に関する事項</b>  |  |
| バイオ後続品調剤体制加算<br>(50 点)   | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、バイオ後続品を調剤した場合、所定の点数を加算します。  |
| <b>7・電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項</b>   |  |
| 電子的調剤情報連携体制整備加算<br>(8 点)   | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合に月1回に限り所定の点数を加算します。   |
| <b>8・在宅薬学総合体制加算に関する事項</b>  |  |
| 在宅薬学総合体制加算<br>(30 / 50 / 100 点)  | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者さんの処方せんを調剤した場合に所定の点数を加算します。  |
| <b>9・無菌製剤処理加算に関する事項</b>  |  |
| 無菌製剤処理加算<br>(69 / 79 点)  | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合、1日につき所定の点数を加算します。  |
| <b>10・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項</b>  |  |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料<br>1: 単一建物診療患者が1人の場合<br>(650 点/回)<br>2: 単一建物診療患者が2～9人以下の場合<br>(320 点/回)<br>3: 1及び2以外の場合<br>(290 点/回) | あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さん及び通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行い、患者さん又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。 |
| <b>11・調剤ベースアップ評価料に関する事項</b>  |  |
| 調剤ベースアップ評価料<br>(4 点 ※令和9年6月以降は8点)  | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、1回につき所定の点数を算定します。   |
| <b>12・調剤物価対応料に関する事項</b>  |  |
| 調剤物価対応料<br>(1 点 ※令和9年6月以降は2点)  | 物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定の点数を算定します。   |
| <b>13・特定薬剤管理指導加算に関する事項</b>   |  |
| 特定薬剤管理指導加算<br>(5 / 10 / 100 点)   | 抗悪性腫瘍剤や糖尿病剤、血液凝固阻害剤など、特に安全管理が必要なお薬（ハイリスク薬）が処方された患者さんや、お薬の選択に係る重要なご説明を行った患者さんに対して、これまでの服用歴を踏まえた詳細な確認や適切な指導等を行った場合、又は電話等で副作用の状況等を確認し医療機関へ文書で報告した場合などに、所定の点数を加算します。                     |

# 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも対応します。
- 調剤科目上（ ）の施設基準に該当します。
- 1,200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 地域の行政機関との連携を確保するために必要な体制を有しています。
- 調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有しています。
- 地域の保険医療機関又は保険薬局に対して在庫状況を共有し、医薬品を分譲した実績を有しています。
- 取次ぎ医薬品の発注を確保し、必要な指導を行うことが可能です。
- 取り扱った医薬品の情報提供体制を有しています。
- 1日1回を原則とし、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週4時間以上開局しています。
- 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅薬学に対応できる体制を整備しています。
- 休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応答体制を整えています。
- 地域の行政機関との連携を確保するために必要な体制を有しています。急変時等の開局時間外における在宅薬学に対応できる体制に係る周知又は各自局が同一グループ、または地域の行政機関や調剤師会等を通じて十分にを行っています。
- 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと内泊連携を行っています。
- 在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行う[24・48]回以上行った実績を有しています。
- 在宅薬学に関する研修（読書会、後援医療、ターミナルケア）を実施し、学会等へ参加しています。
- 医療安全に資する取組実績の報告を行っています。
- 副作用報告に係る手順書の整備を行っています。
- 調剤時患者及び家族が薬学管理指導を行う旨の届出を行っています。
- 患者さんごとで作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な指導の管理を行い、服用及び保管取扱いの指導を行います。
- 管理薬剤師は毎年研修を1年以上かつ当該薬局在籍1年以上を要します。
- 勤務薬剤師の研修費を作成し、学会費などを推定します。
- 患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態で服薬指導が可能です。
- 一般用医薬品及び後発医薬品等（薬本的な後発薬）を取り扱っています。
- 一般用医薬品の販売とともに、健康相談や健康教室を実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行います。
- 緊急時発生時の薬剤及び販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に応答・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 敷地内禁止煙草したばこ及び喫煙器具を販売していません。
- セルフチェックゲートシステム導入施設を3つ以上設置しています。
- 災害発生時の研修施設、後援サービスを提供しています。
- 閉局外及び夜間、休日等の対応実績を有しています。
- 麻薬の調剤実績を有しています。
- 感染症発生時の薬剤及び後発医薬品の取組実績を有しています。
- かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有しています。
- 外来服薬支援1日の認定実績を有しています。
- かかりつけ薬剤師（居住者）が1人の場合の訪問薬剤管理指導料が240回以上かつその割合が2割以上です。
- 医療用医薬品について、注射剤1品目以上を含む処方箋に必要薬剤交付及び指導を行うことが可能です。
- 無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌製剤が可能であります。
- 無菌製剤加算の算定実績を有しています。
- 研修施設を取得した調剤薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 第1回認定指定施設機関として都府県医師会に指定された保険薬局です。
- 新しいアルムンイオン交換樹脂を用いた水質浄化システムを有する体制を整備しています。
- 災害発生時における必要な体制を整備しています。
- 災害時の被災状況に応じた対応を患者さんごとの実態を踏まえ実施しています。
- 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で周知しています。
- 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で周知しています。
- 近況1年間に限り訪問薬剤指導の医療用医薬品に関する算定回数の合計が10回/年以上の実績があります。
- 近況1年間に限り訪問薬剤指導の医療用医薬品に関する算定回数の合計が10回/年以上の実績があります。
- 訪問薬剤管理指導料に係る小児特定加算及び乳幼児特定加算の算定回数の合計が6回以上/年の実績があります。
- 常勤調剤で3名以上の保険薬剤師が勤務しており、開局時間中は原則2名以上の薬剤師が常駐しています。
- 電子処方箋の活用による請求を行っています。
- 電子処方箋の活用による請求を行っています。
- 電磁的記録による調剤記録及び薬剤服用履歴の管理の体制を整備しています。
- 電子カルテ情報システムを導入している体制を有しています。
- サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。
- 高度医療機器の最先端の許可を受けています。
- バイオ医薬品の適切な保管及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。

# 訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て 1 点 = 10 円です。計算例) 10点 = 100円 (3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

# 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

|                  |          |          |          |
|------------------|----------|----------|----------|
| <b>第1節 調剤技術料</b> |          |          |          |
| 調剤基本料            | 調剤基本料    | 調剤基本料    | 調剤基本料    |
| 調剤基本料1           | 調剤基本料2   | 調剤基本料3   | 調剤基本料4   |
| 調剤基本料5           | 調剤基本料6   | 調剤基本料7   | 調剤基本料8   |
| 調剤基本料9           | 調剤基本料10  | 調剤基本料11  | 調剤基本料12  |
| 調剤基本料13          | 調剤基本料14  | 調剤基本料15  | 調剤基本料16  |
| 調剤基本料17          | 調剤基本料18  | 調剤基本料19  | 調剤基本料20  |
| 調剤基本料21          | 調剤基本料22  | 調剤基本料23  | 調剤基本料24  |
| 調剤基本料25          | 調剤基本料26  | 調剤基本料27  | 調剤基本料28  |
| 調剤基本料29          | 調剤基本料30  | 調剤基本料31  | 調剤基本料32  |
| 調剤基本料33          | 調剤基本料34  | 調剤基本料35  | 調剤基本料36  |
| 調剤基本料37          | 調剤基本料38  | 調剤基本料39  | 調剤基本料40  |
| 調剤基本料41          | 調剤基本料42  | 調剤基本料43  | 調剤基本料44  |
| 調剤基本料45          | 調剤基本料46  | 調剤基本料47  | 調剤基本料48  |
| 調剤基本料49          | 調剤基本料50  | 調剤基本料51  | 調剤基本料52  |
| 調剤基本料53          | 調剤基本料54  | 調剤基本料55  | 調剤基本料56  |
| 調剤基本料57          | 調剤基本料58  | 調剤基本料59  | 調剤基本料60  |
| 調剤基本料61          | 調剤基本料62  | 調剤基本料63  | 調剤基本料64  |
| 調剤基本料65          | 調剤基本料66  | 調剤基本料67  | 調剤基本料68  |
| 調剤基本料69          | 調剤基本料70  | 調剤基本料71  | 調剤基本料72  |
| 調剤基本料73          | 調剤基本料74  | 調剤基本料75  | 調剤基本料76  |
| 調剤基本料77          | 調剤基本料78  | 調剤基本料79  | 調剤基本料80  |
| 調剤基本料81          | 調剤基本料82  | 調剤基本料83  | 調剤基本料84  |
| 調剤基本料85          | 調剤基本料86  | 調剤基本料87  | 調剤基本料88  |
| 調剤基本料89          | 調剤基本料90  | 調剤基本料91  | 調剤基本料92  |
| 調剤基本料93          | 調剤基本料94  | 調剤基本料95  | 調剤基本料96  |
| 調剤基本料97          | 調剤基本料98  | 調剤基本料99  | 調剤基本料100 |
| 調剤基本料101         | 調剤基本料102 | 調剤基本料103 | 調剤基本料104 |
| 調剤基本料105         | 調剤基本料106 | 調剤基本料107 | 調剤基本料108 |
| 調剤基本料109         | 調剤基本料110 | 調剤基本料111 | 調剤基本料112 |
| 調剤基本料113         | 調剤基本料114 | 調剤基本料115 | 調剤基本料116 |
| 調剤基本料117         | 調剤基本料118 | 調剤基本料119 | 調剤基本料120 |
| 調剤基本料121         | 調剤基本料122 | 調剤基本料123 | 調剤基本料124 |
| 調剤基本料125         | 調剤基本料126 | 調剤基本料127 | 調剤基本料128 |
| 調剤基本料129         | 調剤基本料130 | 調剤基本料131 | 調剤基本料132 |
| 調剤基本料133         | 調剤基本料134 | 調剤基本料135 | 調剤基本料136 |
| 調剤基本料137         | 調剤基本料138 | 調剤基本料139 | 調剤基本料140 |
| 調剤基本料141         | 調剤基本料142 | 調剤基本料143 | 調剤基本料144 |
| 調剤基本料145         | 調剤基本料146 | 調剤基本料147 | 調剤基本料148 |
| 調剤基本料149         | 調剤基本料150 | 調剤基本料151 | 調剤基本料152 |
| 調剤基本料153         | 調剤基本料154 | 調剤基本料155 | 調剤基本料156 |
| 調剤基本料157         | 調剤基本料158 | 調剤基本料159 | 調剤基本料160 |
| 調剤基本料161         | 調剤基本料162 | 調剤基本料163 | 調剤基本料164 |
| 調剤基本料165         | 調剤基本料166 | 調剤基本料167 | 調剤基本料168 |
| 調剤基本料169         | 調剤基本料170 | 調剤基本料171 | 調剤基本料172 |
| 調剤基本料173         | 調剤基本料174 | 調剤基本料175 | 調剤基本料176 |
| 調剤基本料177         | 調剤基本料178 | 調剤基本料179 | 調剤基本料180 |
| 調剤基本料181         | 調剤基本料182 | 調剤基本料183 | 調剤基本料184 |
| 調剤基本料185         | 調剤基本料186 | 調剤基本料187 | 調剤基本料188 |
| 調剤基本料189         | 調剤基本料190 | 調剤基本料191 | 調剤基本料192 |
| 調剤基本料193         | 調剤基本料194 | 調剤基本料195 | 調剤基本料196 |
| 調剤基本料197         | 調剤基本料198 | 調剤基本料199 | 調剤基本料200 |
| 調剤基本料201         | 調剤基本料202 | 調剤基本料203 | 調剤基本料204 |
| 調剤基本料205         | 調剤基本料206 | 調剤基本料207 | 調剤基本料208 |
| 調剤基本料209         | 調剤基本料210 | 調剤基本料211 | 調剤基本料212 |
| 調剤基本料213         | 調剤基本料214 | 調剤基本料215 | 調剤基本料216 |
| 調剤基本料217         | 調剤基本料218 | 調剤基本料219 | 調剤基本料220 |
| 調剤基本料221         | 調剤基本料222 | 調剤基本料223 | 調剤基本料224 |
| 調剤基本料225         | 調剤基本料226 | 調剤基本料227 | 調剤基本料228 |
| 調剤基本料229         | 調剤基本料230 | 調剤基本料231 | 調剤基本料232 |
| 調剤基本料233         | 調剤基本料234 | 調剤基本料235 | 調剤基本料236 |
| 調剤基本料237         | 調剤基本料238 | 調剤基本料239 | 調剤基本料240 |
| 調剤基本料241         | 調剤基本料242 | 調剤基本料243 | 調剤基本料244 |
| 調剤基本料245         | 調剤基本料246 | 調剤基本料247 | 調剤基本料248 |
| 調剤基本料249         | 調剤基本料250 | 調剤基本料251 | 調剤基本料252 |
| 調剤基本料253         | 調剤基本料254 | 調剤基本料255 | 調剤基本料256 |
| 調剤基本料257         | 調剤基本料258 | 調剤基本料259 | 調剤基本料260 |
| 調剤基本料261         | 調剤基本料262 | 調剤基本料263 | 調剤基本料264 |
| 調剤基本料265         | 調剤基本料266 | 調剤基本料267 | 調剤基本料268 |
| 調剤基本料269         | 調剤基本料270 | 調剤基本料271 | 調剤基本料272 |
| 調剤基本料273         | 調剤基本料274 | 調剤基本料275 | 調剤基本料276 |
| 調剤基本料277         | 調剤基本料278 | 調剤基本料279 | 調剤基本料280 |
| 調剤基本料281         | 調剤基本料282 | 調剤基本料283 | 調剤基本料284 |
| 調剤基本料285         | 調剤基本料286 | 調剤基本料287 | 調剤基本料288 |
| 調剤基本料289         | 調剤基本料290 | 調剤基本料291 | 調剤基本料292 |
| 調剤基本料293         | 調剤基本料294 | 調剤基本料295 | 調剤基本料296 |
| 調剤基本料297         | 調剤基本料298 | 調剤基本料299 | 調剤基本料300 |
| 調剤基本料301         | 調剤基本料302 | 調剤基本料303 | 調剤基本料304 |
| 調剤基本料305         | 調剤基本料306 | 調剤基本料307 | 調剤基本料308 |
| 調剤基本料309         | 調剤基本料310 | 調剤基本料311 | 調剤基本料312 |
| 調剤基本料313         | 調剤基本料314 | 調剤基本料315 | 調剤基本料316 |
| 調剤基本料317         | 調剤基本料318 | 調剤基本料319 | 調剤基本料320 |
| 調剤基本料321         | 調剤基本料322 | 調剤基本料323 | 調剤基本料324 |
| 調剤基本料325         | 調剤基本料326 | 調剤基本料327 | 調剤基本料328 |
| 調剤基本料329         | 調剤基本料330 | 調剤基本料331 | 調剤基本料332 |
| 調剤基本料333         | 調剤基本料334 | 調剤基本料335 | 調剤基本料336 |
| 調剤基本料337         | 調剤基本料338 | 調剤基本料339 | 調剤基本料340 |
| 調剤基本料341         | 調剤基本料342 | 調剤基本料343 | 調剤基本料344 |
| 調剤基本料345         | 調剤基本料346 | 調剤基本料347 | 調剤基本料348 |
| 調剤基本料349         | 調剤基本料350 | 調剤基本料351 | 調剤基本料352 |
| 調剤基本料353         | 調剤基本料354 | 調剤基本料355 | 調剤基本料356 |
| 調剤基本料357         | 調剤基本料358 | 調剤基本料359 | 調剤基本料360 |
| 調剤基本料361         | 調剤基本料362 | 調剤基本料363 | 調剤基本料364 |
| 調剤基本料365         | 調剤基本料366 | 調剤基本料367 | 調剤基本料368 |
| 調剤基本料369         | 調剤基本料370 | 調剤基本料371 | 調剤基本料372 |
| 調剤基本料373         | 調剤基本料374 | 調剤基本料375 | 調剤基本料376 |
| 調剤基本料377         | 調剤基本料378 | 調剤基本料379 | 調剤基本料380 |
| 調剤基本料381         | 調剤基本料382 | 調剤基本料383 | 調剤基本料384 |
| 調剤基本料385         | 調剤基本料386 | 調剤基本料387 | 調剤基本料388 |
| 調剤基本料389         | 調剤基本料390 | 調剤基本料391 | 調剤基本料392 |
| 調剤基本料393         | 調剤基本料394 | 調剤基本料395 | 調剤基本料396 |
| 調剤基本料397         | 調剤基本料398 | 調剤基本料399 | 調剤基本料400 |
| 調剤基本料401         | 調剤基本料402 | 調剤基本料403 | 調剤基本料404 |
| 調剤基本料405         | 調剤基本料406 | 調剤基本料407 | 調剤基本料408 |
| 調剤基本料409         | 調剤基本料410 | 調剤基本料411 | 調剤基本料412 |
| 調剤基本料413         | 調剤基本料414 | 調剤基本料415 | 調剤基本料416 |
| 調剤基本料417         | 調剤基本料418 | 調剤基本料419 | 調剤基本料420 |
| 調剤基本料421         | 調剤基本料422 | 調剤基本料423 | 調剤基本料424 |
| 調剤基本料425         | 調剤基本料426 | 調剤基本料427 | 調剤基本料428 |
| 調剤基本料429         | 調剤基本料430 | 調剤基本料431 | 調剤基本料432 |
| 調剤基本料433         | 調剤基本料434 | 調剤基本料435 | 調剤基本料436 |
| 調剤基本料437         | 調剤基本料438 | 調剤基本料439 | 調剤基本料440 |
| 調剤基本料441         | 調剤基本料442 | 調剤基本料443 | 調剤基本料444 |
| 調剤基本料445         | 調剤基本料446 | 調剤基本料447 | 調剤基本料448 |
| 調剤基本料449         | 調剤基本料450 | 調剤基本料451 | 調剤基本料452 |
| 調剤基本料453         | 調剤基本料454 | 調剤基本料455 | 調剤基本料456 |
| 調剤基本料457         | 調剤基本料458 | 調剤基本料459 | 調剤基本料460 |
| 調剤基本料461         | 調剤基本料462 | 調剤基本料463 | 調剤基本料464 |
| 調剤基本料465         | 調剤基本料466 | 調剤基本料467 | 調剤基本料468 |
| 調剤基本料469         | 調剤基本料470 | 調剤基本料471 | 調剤基本料472 |
| 調剤基本料473         | 調剤基本料474 | 調剤基本料475 | 調剤基本料476 |
| 調剤基本料477         | 調剤基本料478 | 調剤基本料479 | 調剤基本料480 |
| 調剤基本料481         | 調剤基本料482 | 調剤基本料483 | 調剤基本料484 |
| 調剤基本料485         | 調剤基本料486 | 調剤基本料487 | 調剤基本料488 |
| 調剤基本料489         | 調剤基本料490 | 調剤基本料491 | 調剤基本料492 |
| 調剤基本料493         | 調剤基本料494 | 調剤基本料495 | 調剤基本料496 |
| 調剤基本料497         | 調剤基本料498 | 調剤基本料499 | 調剤基本料500 |

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 調剤基本料    | 調剤基本料    | 調剤基本料    | 調剤基本料    |
| 調剤基本料1   | 調剤基本料2   | 調剤基本料3   | 調剤基本料4   |
| 調剤基本料5   | 調剤基本料6   | 調剤基本料7   | 調剤基本料8   |
| 調剤基本料9   | 調剤基本料10  | 調剤基本料11  | 調剤基本料12  |
| 調剤基本料13  | 調剤基本料14  | 調剤基本料15  | 調剤基本料16  |
| 調剤基本料17  | 調剤基本料18  | 調剤基本料19  | 調剤基本料20  |
| 調剤基本料21  | 調剤基本料22  | 調剤基本料23  | 調剤基本料24  |
| 調剤基本料25  | 調剤基本料26  | 調剤基本料27  | 調剤基本料28  |
| 調剤基本料29  | 調剤基本料30  | 調剤基本料31  | 調剤基本料32  |
| 調剤基本料33  | 調剤基本料34  | 調剤基本料35  | 調剤基本料36  |
| 調剤基本料37  | 調剤基本料38  | 調剤基本料39  | 調剤基本料40  |
| 調剤基本料41  | 調剤基本料42  | 調剤基本料43  | 調剤基本料44  |
| 調剤基本料45  | 調剤基本料46  | 調剤基本料47  | 調剤基本料48  |
| 調剤基本料49  | 調剤基本料50  | 調剤基本料51  | 調剤基本料52  |
| 調剤基本料53  | 調剤基本料54  | 調剤基本料55  | 調剤基本料56  |
| 調剤基本料57  | 調剤基本料58  | 調剤基本料59  | 調剤基本料60  |
| 調剤基本料61  | 調剤基本料62  | 調剤基本料63  | 調剤基本料64  |
| 調剤基本料65  | 調剤基本料66  | 調剤基本料67  | 調剤基本料68  |
| 調剤基本料69  | 調剤基本料70  | 調剤基本料71  | 調剤基本料72  |
| 調剤基本料73  | 調剤基本料74  | 調剤基本料75  | 調剤基本料76  |
| 調剤基本料77  | 調剤基本料78  | 調剤基本料79  | 調剤基本料80  |
| 調剤基本料81  | 調剤基本料82  | 調剤基本料83  | 調剤基本料84  |
| 調剤基本料85  | 調剤基本料86  | 調剤基本料87  | 調剤基本料88  |
| 調剤基本料89  | 調剤基本料90  | 調剤基本料91  | 調剤基本料92  |
| 調剤基本料93  | 調剤基本料94  | 調剤基本料95  | 調剤基本料96  |
| 調剤基本料97  | 調剤基本料98  | 調剤基本料99  | 調剤基本料100 |
| 調剤基本料101 | 調剤基本料102 | 調剤基本料103 | 調剤基本料104 |
| 調剤基本料105 | 調剤基本料106 | 調剤基本料107 | 調剤基本料108 |
| 調剤基本料109 | 調剤基本料110 | 調剤基本料111 | 調剤基本料112 |
| 調剤基本料113 | 調剤基本料114 | 調剤基本料115 | 調剤基本料116 |
| 調剤基本料117 | 調剤基本料118 | 調剤基本料119 | 調剤基本料120 |
| 調剤基本料121 | 調剤基本料122 | 調剤基本料123 | 調剤基本料124 |
| 調剤基本料125 | 調剤基本料126 | 調剤基本料127 | 調剤基本料128 |
| 調剤基本料129 | 調剤基本料130 | 調剤基本料131 | 調剤基本料132 |
| 調剤基本料133 | 調剤基本料134 | 調剤基本料135 | 調剤基本料136 |
| 調剤基本料137 | 調剤基本料138 | 調剤基本料139 | 調剤基本料140 |
| 調剤基本料141 | 調剤基本料142 | 調剤基本料143 | 調剤基本料144 |
| 調剤基本料145 | 調剤基本料146 | 調剤基本料147 | 調剤基本料148 |
| 調剤基本料149 | 調剤基本料150 | 調剤基本料151 | 調剤基本料152 |
| 調剤基本料153 | 調剤基本料154 | 調剤基本料155 | 調剤基本料156 |
| 調剤基本料157 | 調剤基本料158 | 調剤基本料159 | 調剤基本料160 |
| 調剤基本料161 | 調剤基本料162 | 調剤基本料163 | 調剤基本料164 |
| 調剤基本料165 | 調剤基本料166 | 調剤基本料167 | 調剤基本料168 |
| 調剤基本料169 | 調剤基本料170 | 調剤基本料171 | 調剤基本料172 |
| 調剤基本料173 | 調剤基本料174 | 調剤基本料175 | 調剤基本料176 |
| 調剤基本料177 | 調剤基本料178 | 調剤基本料179 | 調剤基本料180 |
| 調剤基本料181 | 調剤基本料182 | 調剤基本料183 | 調剤基本料184 |
| 調剤基本料185 | 調剤基本料186 | 調剤基本料187 | 調剤基本料188 |
| 調剤基本料189 | 調剤基本料190 |          |          |